大阪府介護支援専門員実務研修

教育訓練給付制度のご案内

◆教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

◆実務研修は対象講座です

大阪府介護支援専門員実務研修は、厚生労働大臣が指定する「特定一般教育訓練」対象講座です。

特定一般教育訓練を修了した場合、受講者が指定教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費（受講料）の最大５０%に相当する額がハローワークから支給されます。

◆給付条件や手続きについて

教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

詳しくは、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせいただくか、下記のＱＲコードよりご覧いただくことができます。

【特定一般教育訓練給付金のご案内】

【大阪府内のハローワーク】

①第２９回実務研修は、２月初旬から順次開始となります。
（研修日程は、令和８年１２月１５日付で発送する「受講申込確定通知書」でご確認ください。）

②実務研修の受講開始日の２週間前までに、ハローワークで訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブカードを作成し、受給資格確認を行うことが必要です。

③受給を希望する方は、受講開始日がわかり次第、速やかに手続きを行うことをお勧めします。